

## 令和2年第8回羽幌町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和2年9月9日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問

### ○出席議員（11名）

1番	金 木 直 文 君	2番	磯 野 直 君
3番	平 山 美知子 君	4番	阿 部 和 也 君
5番	工 藤 正 幸 君	6番	船 本 秀 雄 君
7番	小 寺 光 一 君	8番	逢 坂 照 雄 君
9番	舟 見 俊 明 君	10番	村 田 定 人 君
11番	森 淳 君		

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農 業 委 員 会 会 長	入 江 雄 治 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長 兼 電 算 共 同 化 推 進 室 長	敦 賀 哲 也 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	熊 谷 裕 治 君
町 民 課 長	宮 崎 寧 大 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君

健康支援課長	鈴木 繁 君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山 洋美 君
建設課長	金子 伸二 君
建設課主任技師	石川 隆一 君
建設課主任技師	笹浪 満 君
建設課主幹	上田 章裕 君
上下水道課長	棟方 富輝 君
農林水産課長	伊藤 雅紀 君
商工観光課長	高橋 伸 君
天売支所長	竹内 雅彦 君
焼尻支所長	金丸 貴典 君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井 峰高 君
社会教育課長 兼公民館長	飯作 昌巳 君
農業委員会 事務局長	伊藤 雅紀 君
選挙管理委員会 事務局長	敦賀 哲也 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島 明彦 君
総務係長	嶋元 貴史 君
書記	菅 豪志 君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから令和2年第8回羽幌町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和2年第8回羽幌町議会定例会の招集に当たり、議員の皆様におかれましては何かとご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

先週末から今週にかけて九州地方を通過した台風10号は、暴風や強まる雨に嚴重な警戒が呼びかけられ、多くの自治体で避難勧告や避難指示が発令されました。被災された皆様並びに関係者の心中、ご労苦に心よりお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方に対しまして心から哀悼の意を表したいと思っております。

こうした中、本町では毎年9月に防災訓練を実施しておりますが、今年は新型コロナウイルス感染症予防対策の観点から町民の皆様に避難行動を呼びかけ、集まっていただく参加型の訓練、観覧型の訓練は見送ることといたしました。

一方で北海道地方においてもこれから本格的な台風シーズンを迎えるに当たり、災害が発生し、避難所を開設する場合には新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すことが重要視されておりますことから、この後秋頃をめどに感染症対策を考慮した避難所開設訓練を実施する予定であります。避難所運営に際しての必要人員の検討や役割分担と手順、課題の洗い出しなど確認を行い、もしものときに備えてまいりたいと考えております。

首都圏を中心にいまだ新型コロナウイルスの感染拡大が続いておりますが、新しい生活様式、北海道スタイルの実践、3密の回避の徹底など、より一層の感染防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

町民の皆様におかれましても、うつらないための自己防衛、うつさないためのマスク着用や周囲への配慮など、感染防止対策の実践とご自身や大切な人の命と健康を守る行動に努められますようご理解とご協力をお願いいたします。

また、昨日報道発表いたしました職員の不適切な事務処理につきましては、当事者をはじめ町民の皆様にご迷惑をおかけいたしましたところであり、深くおわびを申し上げます。詳細につきましては、農作物の生育状況と観光客の入り込み状況と併せて、この後の行政報告で述べさせていただきますが、今後このようなことが起こらないよう十分注意して行政執行に当たってまいりたいと考えております。

さて、本定例会に提案しております案件は、監査報告1件、専決処分報告1件、財政の健全化に関する報告1件、議案として条例案4件、一部事務組合の規約変更3件、令和2年度補正予算案4件、同意として固定資産評価審査委員会委員の選任1件、そして令和

元年度各会計決算認定8件の合わせて23件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

1番 金 木 直 文 君                      2番 磯 野                      直 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

9月3日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、磯野直君。

○議会運営委員会委員長（磯野 直君） 報告します。

9月3日、議会運営委員会を開催し、今定例会の運営について慎重に協議をした結果、次のとおりであります。

今定例会における提出案件は、報告3件、議案11件、同意1件、認定8件、発議3件、意見案2件、都合28件、加えて一般質問1名2件となっております。議会運営委員会では、これらの案件を勘案の上、今定例会の会期は本日から11日までの3日間と決定いたしました。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告、行政報告、一般質問をもって終了といたします。明10日は、報告、一般議案、補正予算、令和元年度各会計決算認定の提案理由の説明を聴取した後、決算特別委員会を設置し、付託して休会とします。その後、決算特別委員会を開催し、監査委員報告の後、各会計決算の内容説明を求めてから審議及び調査を行います。11日、本会議に戻し、各会計決算認定及び発議、意見案の審議を行います。

議会運営委員会では、本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特段のご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森 淳君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日から9月11日までの3日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月11日までの3日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和元年度5月分及び令和2年度5月分から7月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、報告します。

なお、令和2年7月分の検査報告に指摘事項がありましたので、議会の運営に関する基準により事務局長に該当月分の例月出納検査報告書を朗読させます。

○議会事務局長（豊島明彦君） それでは、私のほうから例月出納検査の報告書について朗読させていただきます。

例月出納検査報告書

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和2年度7月分について例月出納検査を実施したので、同条第3項により報告します。

令和2年 8月11日

羽幌町議会議長 森 淳 様

羽幌町長 駒井久晃 様

羽幌町監査委員 鈴木典生

羽幌町監査委員 平山美知子

記

1 検査の期日及び対象

検査の期日、令和2年8月11日。

検査の対象、会計管理者の所管に属する一般会計、各特別会計、歳入歳出外現金並びに各基金の現金出納状況。

2 検査の結果

(1) 現金出納の状況

検査の対象である各会計の収支状況、現金の保管については別紙例月出納検査調書のとおりで、各係数は関係諸帳票と照合した結果、それぞれ符合して正確なものと認められた。

また、当月の収支残高は預金残高とも一致していることが確認された。

(2) 証拠書類の検査

通信運搬費の支出において支払い遅延があり、延滞利息（1件 1,323円）が発生する事案があった。

（3）講評

平成31年1月分の例月出納検査における支払い遅延の指摘に対し、改善措置は講じられているが、再び同事案が発生した。現在行われている再発防止策をより徹底し、同じ事案を繰り返さぬよう強く求める。

以上でございます。

○議長（森 淳君） 次に、議員の出張報告を配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、各常任委員会から閉会中の継続調査とした所管事務について委員長より調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、逢坂照雄君。

○総務産業常任委員会委員長（逢坂照雄君）

令和2年 9月 9日

羽幌町議会議長 森 淳 様

総務産業常任委員会  
委員長 逢坂照雄

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和2年 8月24日

（1）焼尻めん羊牧場について

以上、総務産業常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

以上。

○議長（森 淳君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、小寺光一君。

○文教厚生常任委員会委員長（小寺光一君）

令和2年 9月 9日

羽幌町議会議長 森 淳 様

文教厚生常任委員会  
委員長 小寺光一

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和2年 7月15日

- (1) 総合体育館と新武道場について（現地調査含む）
- (2) スポーツ公園の現状と今後について（現地調査含む）

令和2年 7月20日

- (1) 福祉ハイヤー事業の実績について

以上、文教厚生常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

○議長（森 淳君） 次に、広報広聴常任委員会委員長、阿部和也君。

○広報広聴常任委員会委員長（阿部和也君）

令和2年 9月 9日

羽幌町議会議長 森 淳 様

広報広聴常任委員会  
委員長 阿 部 和 也

#### 所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

#### 記

#### 所管事務調査事項

令和2年 6月12日、7月6日、7月7日

- (1) 議会広報の編集について

令和2年 7月30日

- (1) 町民との意見交換会について
- (2) 議会による町民アンケートの実施について

令和2年 8月26日

- (1) 議会による町民アンケートの実施について
- (2) インターネット（動画）配信の調査、研究について

以上、広報広聴常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

以上です。

○議長（森 淳君） これで諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告

○議長（森 淳君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先般、郵便料金の支払い遅延、学校施設管理運営等経費の支払い遅延、日本スポーツ振興センター災害給付金の支払い遅延、後期高齢者医療高額療養費等代理受領に係る支払い遅延及び固定資産税の賦課誤りにより、町民の皆様にご迷惑をおかけしましたことにつきまして、行政報告をさせていただきます。

初めに、郵便料金の支払い遅延についてであります。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における特別定額給付金事業に係る町民からの申請書の返送に要した5月分の料金受取人払いの郵便料の支払い事務を怠り、代金の支払いを遅延させたものであります。

支払い遅延の要因につきましては、6月9日に当該請求書を受け付けし、支払いをするため、会計処理を進めようとしたところ、財務会計システムに登録していた支払い先の債権者情報の変更が必要となり、出納室へ変更の依頼を行い、机上の3段重ねの書類トレイの最下段に保管していました。その後、担当者が債権者情報の変更完了について確認することを失念し、当該請求書の処理を怠ったものであります。

事案判明の経過につきましては、7月10日に担当職員の所属する係長へ特別定額給付金事業に係る料金が未払いとなっている旨の電話連絡がありまして、担当職員が請求書を保管している机上のトレイを調査したところ、未払いとなっている請求書があることを確認いたしました。

支払い遅延による影響につきましては、1事業者に対し、1件、27万7,596円あります。なお、当該事業者の料金受取人払い承認書に基づく遅延利息として1,328円の損害賠償を行うものであります。

当該事業者に対しましては、おわび申し上げた上で、未払いとなっていた郵便料については7月13日に、遅延利息については8月25日に支払いを完了しております。

次に、学校施設管理運営等経費の支払い遅延についてであります。令和2年5月から6月にかけて、各学校施設の管理運営上、必要な経費の支払い事務を怠り、代金の支払いを遅延させたものであります。

支払い遅延の要因につきましては、5月上旬に納品されましたパソコンの設定業務の負担が増えたことも支払い遅延に至る理由の一つであります。仕事の優先順位により時期に見合った計画的な事務処理を行うことができず、事務が滞っているうちにため込んでしまい、結果、処理を怠ったものであります。

事案判明の経過につきましては、6月12日に担当職員の所属する係長が本人より体調不良のため休暇を取得したいとの申出を受けた際に、滞っている事務処理の内容について報告を受け発覚したものであります。

支払い遅延による影響につきましては、4事業者に対し、合計で9件、98万6,730円あります。

当該事業者に対しましては、担当職員の所属する係長が各事業者に対して未払いの状況を確認させていただき、併せて謝罪を行っております。また、支払いにつきましては、6月16日に完了しております。



次に、日本スポーツ振興センター災害給付金の支払い遅延についてであります。各学校や保育園などが加入できる日本スポーツ振興センター災害給付事業につきましては、加入している学校などで災害給付金の対象となる事故などが発生した場合、同センターからの給付金を一旦町の歳入歳出外現金で受け、給付対象者に支払う事務であります。

平成27年5月29日に入金された災害給付金につきましては、対象となる保護者へ支払うべきところその事務を怠り、結果、給付金の支払いを遅延させたものであります。

支払い遅延の要因につきましては、当時の担当職員はその都度決裁を取り支払い事務を行っていましたことから、本件に関しても同様に処理を行っているものと思込んでいたと思われ、再度のチェックが行われていなかったこと、また担当職員の所属する係長も保管金の残高があることを確認しており、担当職員に確認するよう指示していましたが、その後処理が終わっているものと思込んでいたため、再度の確認が行われなかったことが事務処理漏れにつながり、結果、処理を怠ったものであります。

事案判明の経過につきましては、5月15日に現在の担当職員が歳入歳出外現金の残高に不自然な残額があるのを発見し、その後調査したところ平成27年5月に支払うべき給付金であることが判明しました。

支払い遅延による影響につきましては、7名に対し3万7,976円であります。

事案判明後、担当課長及び担当職員が対象者へおわびをするとともに、支払いにつきましては6月30日に完了しております。

次に、後期高齢者医療高額療養費等代理受領に係る支払い遅延についてであります。後期高齢者医療高額療養費等代理受領事務につきましては、後期高齢者医療の被保険者で、かつ重度医療の対象者となる方が高額療養費の対象となる医療を受けた場合、後期高齢者医療広域連合から高額介護合算療養費を一旦受領委任し、歳入歳出外現金に収入いたします。その後、レセプト等を確認した上で、重度医療分と被保険者受領分に区分し、振替処理及び対象者への支出を行うものであります。平成29年度に受領したものについて同様の処理を行うべきところ、その事務を怠り、結果、対象者への支払いを遅延させたものであります。

支払い遅延の要因につきましては、未処理がありました当時の平成29年は、医療機関からのレセプトが後期高齢者医療及び重度医療と別々に送られており、一旦受領委任した後も確認するまでに1か月ほど時間を要するものでした。支払い遅延の対象は2件ありまして、1件目は毎月の月例で届いた分以外の随時で処理する分であり、もう一件は支出処理の決裁まで完了しましたが、直後に申請者の死亡が判明したため、相続人代表者の決定後に処理しようと一旦処理を中止していることから、再度の確認が行われなかったため処理が漏れてしまったものと思われ。当時は国民健康保険の都道府県化の事務も重なり多忙であったとはいえ、再確認が徹底されていなかったことが事務処理漏れにつながり、結果、処理を怠ったものであります。

事案判明の経過につきましては、日本スポーツ振興センター災害給付金の支払い遅延の

案件調査中に年単位で動きのない保管金を発見し、担当課へ確認したところ、7月20日に支給漏れであることが判明いたしました。

支払い遅延による影響につきましては、2名に対し2万6,262円であります。

事案判明後、支給対象者は既に死亡していることが分かりましたので、相続人を確認の上、対象者へおわびをするとともに、支払いにつきましては7月31日に完了しております。

次に、固定資産税の賦課誤りについてであります。国土調査の成果に基づく登記事務の通知後、翌年度からの課税のため土地台帳及び総合行政システムに反映するところ、平成19年度から21年度の通知のうち、反映すべきシステムへの入力誤りが数件判明いたしました。

賦課誤りの要因につきましては、国土調査の成果に基づく登記事務の通知につきましては、1年分がまとめて送致され、その件数も膨大であり、その入力作業や確認作業も担当職員1人で行っていたため、チェック機能も働かず、結果、事務処理誤りに至ったものであります。

事案判明の経過につきましては、7月27日に交付依頼を受けた固定資産評価証明の発行に当たり、依頼書とシステム上の地積にそごがありましたので、登記簿を確認したところ、システム上の地積が誤っていることが判明いたしました。本件は、平成20年度に行われた地籍調査によるものでありますので、同年度の地籍調査分を全件確認したところ、19件の誤りが判明したため、当時の担当職員が処理しました他の平成19年度及び平成21年度についても全件確認しましたところ、それぞれ10件及び4件の誤りが判明したものであります。

賦課誤りによる影響につきましては、平成20年度課税分で増額となる方が5名5件で3,700円、面積のみの変更が5名5件、平成21年度課税分で減額となる方が2名2件で8,300円、増額となる方が4名5件で2万7,700円、面積のみの変更が7名12件、平成22年度課税分で面積のみの変更が4名4件であります。なお、固定資産税が増額となる対象者へは、地方税法第17条の5第5項の規定に基づき過去5年分遡及し、減額となる対象者へは同規定及び羽幌町税過誤納返還金取扱要綱第6条第1項の規定に基づき過去10年度分遡及し還付いたします。

税額が増額となる対象者9名に対しましては、8月28日から9月2日の間で担当課長及び係長による自宅訪問等により謝罪及び説明を実施し、全員の方から納付につきましてご了承をいただいております。また、税額が減少し還付となる町外対象者につきましては、謝罪及び経緯を記載しました文書を送付し、速やかに還付を行います。さらに税額に変更のない対象者につきましても、謝罪及び経緯を記載しました文書を送付いたします。

以上が職員の事務処理の支払い遅延等についての内容でございます。

支払い事務の遅延につきましては、平成31年3月定例会で報告した内容と同様の事案が発生しており、昨年度から支払い遅延を防止するための取組といたしまして、請求書に

は日付の入った受付印及び担当課長の認印を押印することで、受付日から支払い期限までの確認を明確にするようにしたこと及び上司のチェック機能が働くようにしたほか、請求書の保管場所についても担当職員の机の中に保管することのないよう、机上にトレーを置き未処理の文書や請求書を保管することで、担当職員のみならず係の中で誰もが確認しやすくなるよう改善してきたところであります。このたび、支払い遅延が起きた背景には突発的な事務量の増加がありましたが、上司を含めた事務処理状況の確認行為が徹底されていなかったこと、担当職員自身が基本的な事務処理の対応を怠っていたことが原因でありまして、当事者並びに町民の皆様大変ご迷惑をおかけしましたことに、心からおわびを申し上げる次第であります。

今回の支払い遅延等に関する職員の処分としましては、郵便料金の支払い遅延に係る担当職員については戒告処分を、担当職員の所属する課長及び係長については口頭による注意処分を行いました。次に、学校施設管理運営等経費の支払い遅延に係る担当職員については減給処分を、担当職員の所属する課長及び係長については口頭による注意処分を行いました。次に、日本スポーツ振興センター災害給付金の支払い遅延に係る当時の担当職員については厳重注意処分を、担当職員の所属する当時の係長及び現在の係長については口頭による注意処分を行いました。次に、後期高齢者医療高額療養費等代理受領に係る支払い遅延による当時の担当職員については厳重注意処分を、担当職員の所属する当時の係長については口頭による注意処分を行いました。最後に、固定資産税の賦課誤りに係る当時の担当職員については文書による注意処分を行いました。

日頃から、職務の執行に際しましては事あるごとに注意喚起を行ってきたところでありますが、再度このような事態に至り責任を痛感しているところであります。今後、このようなことを繰り返すことのないよう再発防止に万全を期し、町民の信頼回復に努めてまいります。

次に、水稻及び主要農作物の生育状況についてご報告申し上げます。初めに、気象経過の概要を説明いたします。気温は、5月から7月までは平年より高く、8月は平年並みに推移し、日照時間は6月と8月が平年を下回ったものの、4か月を通しますと気温、日照ともに平年を上回る結果となりました。降水量は、7月は平年に比べおおむね半分程度と少なくなりましたが、その他の月は平年よりも多く推移しております。

次に、9月1日現在の主な作物の生育状況について申し上げます。水稻は、4月の低温傾向と5月中旬の極端な低温により移植後の生育が停滞し、生育期間の全般を通して茎数は平年より少なく推移しましたが、7月は気温が高く、日照時間も多かったため生育は順調に進み、稔実歩合は平年並みとなっています。出穂以降の気温はおおむね平年並みで、登熟も順調に進んでおります。穂数は平年より少ないものの、1穂当たりのもみ数が多いことで、平米当たりのもみ数は平年並みを確保しております。

秋まき小麦は、融雪が早く進んだことから平年より早い起生となり、5月は気温と日照時間に恵まれましたことから、幼穂の形成も平年より早くなりました。その後の天候も順

調に推移したため、成熟期は平年より早く、また収穫作業も順調に進んでおります。粒径は小さい傾向にありますが、収量は平年より若干多くなっております。

春まき小麦は、播種期、出芽期、幼穂形成期とも平年より早く、6月以降の気温が高く推移したため、出穂期、成熟期についても平年より早くなりました。収穫作業はおおむね平年並みに終了し、収穫期の降雨により発芽粒が見られましたが、収量は平年並みとなっております。

大豆は、播種期、開花期は平年より早く、9月1日現在の生育では、草丈はやや短いものの葉数は多く、着莢数は平年並みで、生育は平年より3日進んでおります。

小豆は、播種期は平年並みですが、出芽期、開花期は平年より早く迎えました。9月1日現在の生育では、草丈、葉数、着莢数、いずれも平年を上回り、生育は平年より4日進んでいます。

アスパラガスは、前年と同時期に出荷が始まりましたが、6月に入り若茎の伸長はやや緩慢となりました。選果終了も前年と同時期で、出荷量は約11トンとなりましたが、収穫終了後、斑点病、茎枯れ病の発生が確認されております。

以上、水稻及び主要農作物の生育状況についての報告といたします。

次に、観光客の入り込み状況についてご報告申し上げます。初めに、今年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済活動の収縮や移動制限により、観光時期における様々な事業やイベントの中止、縮小を余儀なくされ、また離島を訪れるお客様に対する慎重な対応のお願いなどにより、町の観光入り込みに大きく影響が及んでいるところであります。

イベント関連で申し上げますと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から離島への移動が制限されたことで、日本一の品質を自負するウニや海産物を格安で提供する天売ウニまつり、そして貴重な焼尻サフォーク肉を味わうことができる焼尻めん羊まつりが残念ながら中止となりました。さらに、離島観光の誘客促進を目的とした謎解き・宝探しイベントも開催を断念し、天売島、焼尻島で行われる観光誘客イベントは軒並み取りやめとなったところであります。

市街地区においては、日本トップクラスの水揚げを誇る甘エビの新鮮さや味覚をPRするはぼろ甘エビまつりが中止となっております。今年で10回目を迎える記念の年でもあったため、従来のように2日間日程での開催に向け実行委員会の皆様が箱売り数量確保やステージイベントなど知恵を出し合いながら話合いが続けられておりましたが、不特定多数の方が同じ場所に集まる状況を避けることが極めて困難であり、また来場者や関係者の健康と安全を最優先に検討いたしました結果、今年度の開催を見合わせる結果となりました。

また、市街地区における観光体験メニューの造成と中心市街地への観光客の流入を目的として、毎年7月から8月にかけて実施しておりました謎解き・宝探しイベント～オロ坊とサンセット王国の秘宝も中止となっております。

これらイベントの開催を楽しみにされていた方々には、大変申し訳ありませんが、次年度以降、皆様が安心して心から楽しんでいただけるよう、引き続き感染状況や国、北海道の感染症に対する取組を注視していくとともに、町観光協会、甘エビまつり実行委員会への支援を通して各イベントを契機とした観光誘客に努めてまいりたいと考えております。

観光施設関連では、毎年多くの海水浴客でにぎわうはぼろサンセットビーチにつきましては、利用者及び関係者の安全確保の観点から今年度は開設しないことといたしました。そのため、ビーチ周辺を中心に行われている夏の風物詩、花火大会、ビーチバレーボール大会についても実施されませんでした。北方系のバラが咲き誇る憩いの公園、はぼろバラ園は通常どおり開放しており、これからは秋花の時期を迎えようとしております。園内では、マスク着用や社会的距離を保ちながら散策を楽しむ姿が見られておりますほか、感染防止対策を徹底した上でバラ講習会の開催や町民ボランティアの皆様には枝の剪定、花摘み作業などご協力をいただき、適正な管理に努めてきたところであります。

文化・スポーツ等合宿誘致事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で自粛する学校や団体が多く、現時点では8月の高校男子バスケットボール部1校のみにとどまっている状況となっております。

新型コロナウイルス感染により落ち込んだ観光や経済活動を盛り上げていくためには、ウィズコロナを見据えた新しいスタイルを取り入れながら事業を進めることが必要であると考えており、引き続き観光協会をはじめ関係機関と連携しながら、地域の活性化を目指した観光施設の展開に努め、本町のますますの魅力向上につなげてまいりたいと考えております。

以上を申し上げます、行政報告といたします。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの行政報告におきまして字句の読み間違いがありましたので、訂正の申出がありましたので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほどの行政報告における職員の事務処理誤り等についての中で2件説明誤りがありましたので、訂正させていただきます。

1件目は、郵便料金の支払い遅延の中で郵便料の料金受取人払い承認書に基づく遅延利息として1,323円と説明するべきところ、1,328円と申し上げておりましたので、訂正させていただきます。

2件目は、後期高齢者医療高額療養費等代理受領に係る支払い遅延の中で支払い遅延に

よる影響につきましては2名に対し2万6,624円と説明すべきところ、2万6,262円と申し上げておりましたので、訂正させていただきます。

申し訳ありませんでした。

○議長（森 淳君） これで行政報告を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎一般質問

○議長（森 淳君） 日程第5、一般質問を行います。

通告は、1番、金木直文君、1名であります。

それでは、発言を許します。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、大きな項目1つ目、新型コロナ禍における指定管理事業者への財政的支援について伺います。このたびの新型コロナウイルス感染症は、企業や個人事業主をはじめ、子供たちも含めて住民全てに影響が及んでおり、羽幌町では国からの特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金、地方創生臨時交付金、さらには一部町単独予算も使いながら支援をしているところであります。

現在町内にある公の施設のうち、観光施設、社会福祉施設、体育施設においては、それぞれの施設の設置や管理等の条例に基づいて、指定管理事業者による管理運営がなされています。事業者との契約や覚書などにおいて、このたびのような事態が生じた場合、どのように対応するかが想定されているのでしょうか。

以下、それぞれの施設の状況や財政的支援の考え方を質問します。

1、いきいき交流センター（はぼろ温泉サンセットプラザ）の指定管理事業者へは、8月3日の臨時会において3,000万円を支援することが決まりました。この金額が妥当と判断した理由や経緯はどうであったのでしょうか。9月以降の収支見通しや対応はどうなりますか。

2、特別養護老人ホームとデイサービスセンターの運営で収入の減少など、新型コロナウイルス感染症の影響は見られるのでしょうか。そうした場合の対応についての考えはどうでしょうか。

3、同じく総合体育館と武道場の運営に当たって、新型コロナウイルス感染症の影響はどうでしょうか。

次に、大きな項目2つ目の質問です。焼尻めん羊牧場の管理運営についてです。焼尻めん羊牧場での綿羊の飼養頭数が実態と著しく乖離していると判明したことから、8月3日の町議会臨時会において随時監査報告が行われました。報告によると、実頭数は180頭で、飼養頭数移動状況一覧とは318頭もの差異が生じていたというものであります。8月24日の総務産業常任委員会では、この監査報告の内容にも触れながら、6月末現在の飼養頭数、令和5年までの生産や出荷の目標頭数など、今後の管理運営方針が説明されました。

この件では、3月開催の常任委員会で初めて報告があり、直後の予算特別委員会でも指摘され、事業責任者としての見解を求められた町長からはおわびの言葉が述べられました。しかし、その後に随時監査報告が提出されていることでもあり、改めてこれを受けての町長の見解を求めたいと思います。また、めん羊牧場の運営に対する不信の声も聞いています。広く町民に安心していただけるよう、しっかりとした収支計画や管理方針を出すべきと考えますが、どうでしょうか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員のご質問1件目、新型コロナ禍における指定管理事業者への財政的支援についてお答えいたします。

1点目のいきいき交流センターの指定管理事業者への支援についてであります。初めに支援を決定した経緯といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大による多大な影響を受け、今後の管理業務の継続が困難となるおそれが生じるとして、指定管理者より協定に基づく支援等の申出がなされたところであり、この間、事業継続に向けた協議を行ってきたところであります。

感染拡大による影響額といたしましては、前年同期と比較した収支の差額約4,700万円を減少額と試算し、その約7割、3,000万円が支援額として妥当であるとの判断に至りました。さきの特別委員会並びに第7回臨時会において議員の皆様にご説明申し上げ、補正予算を議決いただいたところであります。

また、9月以降の収支見通しについてであります。いまだ新型コロナウイルス感染症は終息していない現状にありますが、国や北海道が進めるGo To キャンペーン、どうみん割などの支援も始まり、利用者が増加傾向にあります。今後の見通しにつきましても、状況を見ながら指定管理者と協議し、対応してまいりたいと考えております。

2点目の特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの運営についてであります。まず特別養護老人ホームしあわせ荘は収入の減少はなく、新型コロナウイルス感染症の影響はないものと考えておりますが、施設内の感染予防、利用者の安全確保の観点から面会は制限しているところであります。

また、デイサービスセンターについては、感染予防対策として一時的に施設を閉鎖いたしました。利用休止期間は3日間にとどまり、影響は少なかったものと考えております。

基本的な考え方といたしましては、国の指導に基づき、できる限り通常のサービスを提供しておりますことから、介護報酬等につきましても感染症による影響は限定的なものにとどまっていると認識しております。このため、現状においては収入の減少による指定管理者からの協議の申出はありませんが、町と指定管理者との間において聞き取り等による確認は随時行っており、今後も情報共有を図りながら状況を注視してまいりたいと考えております。

3点目の総合体育館の運営への影響についてであります。総合体育館につきましては3月4日から3月31日までと、令和2年度に入り武道場オープンの後の4月20日から5月31日まで感染拡大防止のため閉館としたところでありますが、この閉館に伴う影響といたしましては利用料収入の減少と一部実施予定でありました体育事業の中止を余儀なくされたところであります。

利用料収入については、近年の実績額と比較しますと合計で約17万円、年間利用料収入額の約8%減少となり、体育事業につきましては小学生から一般までを対象とした卓球大会、卓球教室が中止となったところであります。

このような不測の事態が生じた場合には、指定管理者との協定書において不可抗力発生時の対応やリスク負担表の規定により対処することとしておりますが、今回の事案につきましては指定管理業務経費の変更はしないものと判断しているところであります。

次に、ご質問2件目、焼尻めん羊牧場の管理運営についてお答えいたします。焼尻めん羊牧場における飼養頭数の乖離につきましては、議員ご質問のとおり本年3月11日開催の総務産業常任委員会においてご報告申し上げ、その後令和元年度第3次定期監査で実施された頭数と実態が著しく乖離しているのご指摘を受け、改めて随時監査が行われたものであります。

随時監査の結果につきましては、第7回臨時会において監査委員よりご報告いただいておりますが、飼養頭数が乖離した要因といたしまして、指定管理者への指導管理、確認行為の形骸化や直営で実施していた時点においてもへい死等の処理に問題があったとし、過去からの積み重ねにより実頭数との乖離が生じたと考えられるとされ、町において整理いたしました内容とおおむね一致しているものと認識しております。

町といたしましては、先月24日開催の総務産業常任委員会においてご報告申し上げましたとおり、監査委員より指摘のあった事項を踏まえ、今後同様の事案が発生しないよう現場との連絡を強固にすることはもちろんのこと、管理する綿羊の移動状況を日々確認することのできる仕組みとしてめん羊登録マスターデータを作成し、併せて実頭数の確認調査を行うこととしております。

また、牧場運営を安定的に行うために、現状の人員体制を確保しつつ、管理体制に合わせた適正な飼養頭数の中で質の高い羊肉及び種畜の供給を行ってまいりたいと考えております。

公共牧場として運営するに当たりましては、収支のバランスや運営の方向性も重要では



ありますが、現状においては直営に戻っている中で安定的な生産体制が確保できていない状況にありますことから、今後本町における離島振興や観光振興に果たす役割や経済効果を検証しつつ収支計画等をお示ししてまいりたいと考えております。

今回飼養頭数の乖離が発生しましたことに関しましては、当初の直営時代から含めて現場または指定管理者に管理を任せきりにしていた部分も大きく、長年にわたってチェック体制の甘さによりこのような事態に至ったものと認識しております。これまで適正に管理できていなかった点につきましては率直に反省すべきものであり、改めて町民の皆様におわびを申し上げるところであります。

今後におきましては、町の大切な財産であるということ念頭に、さきに述べましたとおり適正な管理運営と信頼の回復に努めてまいりたいと考えております。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それでは、この後一問一答に入らせていただきます。

今回、まず1つ目の新型コロナ禍における指定管理事業者への支援の仕方ということについてでありますけれども、この間町内いろんな影響が出ている人や企業、団体等に国からの予算なども使いながら支援しているというところでもありますけれども、町と指定管理事業者との間の関係からすればどういう関係になるのかと、この支援についてですね。単なる町の中で頑張っている業者として見るのではなくて、町と契約を結んだ上での事業者でありますから、特別の対応の仕方や考え方があるのかなというところに疑問を持ちまして、町内でいえば大きくこの3つかなというところでもあります。いきいき交流センター、それからしあわせ荘、デイサービスセンター、そして体育館関係ですね。

それで、さきの臨時会においては、1つ目でありましていきいき交流センター、いわゆるサンセットプラザには3,000万円ということは決まりましたけれども、私も議決には賛成、当然いたしました。けれども、その直前の委員会で説明された中で、この計算の仕方はどうなのかなということ首をかしげながら実はいたということもあります。指定管理制度については、言うまでもなく町のホームページでも詳しく紹介されています。制度の導入をする上での基本の方針、指定管理運営が望ましい施設、指定の期間は原則5年間なのです。それぞれの条例を定めた中でいろいろ内容を盛り込んでいきますということでもありますけれども、今回のこのような不測の事態というのか、このコロナのような状況が発生して、その運営に支障が来した場合にはこういうふうに対応していきますよというように事前の取決めなど、そういうものはあったのかどうか、全くなかったから個別に相談したのかどうか、その辺のどうするのが原則的と言ったらいいのでしょうか、そういう面での規定しているものや考え方というのはあったのでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時16分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 協定書につきましては、それぞれにあるようでございますし、今手元にあるのはいきいき交流センターに関する基本協定書というのがございます。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 分かりました。

その協定書の内容を細かく云々は省略しますが、3月10日時点で、3月10日というときに本当に全国的に学校が休校になった直後あたりかなと思いますけれども、全国市長会、全国町村会連名で国に対して緊急提言をしたと。この中に公共施設の閉館やイベントの自粛について、指定管理者の事業収入の減少などが発生した場合には市町村の負担について財政支援、財政措置を講じること、全国の自治体の皆さんが連名で国に対してそういう支援を求めているというようなことも行われていたようであります。そういった動きもあってか、国のほうではいろいろなそういうことにも使える交付金が出されていて、そういう流れになったのかなと思いますけれども、今回のいきいき交流センター3、000万円の支援金を決めました。この中で30日の特別委員会では、試算の立て方として当年期今年の3月から8月分で赤字見込みが3、300万円プラスそれに合わせて、昨年、前年同期は黒字分であったので、その黒字分まで一応試算に組み込む計算をされました。この収入の中に毎年羽幌町は2、400万円の指定管理料を出していますが、今年のこの赤字分、去年の黒字分の収入の中には当然指定管理料も収入として含まれての収支差額となっているのかどうか、その辺をお願いします。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

指定管理料も含んだ中での収支の差額で計算しております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 今回の計算の仕方は3月から8月まで、いわゆる半年間、6か月間ですから、年間2、400万円の半分ということなのか、前期のうちに全額収入と見込んだのか、この辺説明をお願いします。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

今回の部分に関しましては、3月から8月の見込みということで、それぞれその月ごとに指定管理料を入れた計算をしております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 年間2、400万円ですから、12か月で割り出して、その1か

月分ですから、一月当たり200万円分は収入として見ていますということなのかと思いますが、もし違ったら言ってください。

そこがやっぱりこれはどうかなと思うのです。つまり羽幌町から指定管理料がもしなければ収入が減っていたわけですし、去年の黒字分も影響が出ていたのではないかなと思いますが、ちょうど1,200万円、去年同時期の黒字分も1,296万円ですか、という計算になりますね。そして、管理事業者が営業を行って、もちろん利益を出すのは当然それで結構だと思うのですが、それで得た利益分をさらに今年の影響額まで見るための計算式に入れるというのは、私は納得できなかったわけですが、その辺はどういう考えで去年の黒字分、黒字分と言っているのですかね、黒字ですよ。黒字ということは、利益ですよ。必要経費を差引いた残りが黒字ですから、企業にとっては利益分になるかと思いますが、企業の利益分まで入れてしまうというのは、私は町と指定管理事業者との間のやり取りではそこまでする必要はないのではないかなという考えを持っていますが、その辺の理由はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時24分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

黒字分を含むという話であります。今回の3,000万円につきましても3月から8月という限定した中で一月ずつの収支予定として見ておりまして、その黒字分が含まれるかどうかという話ではなくて、実際にその月の収支赤字の差額として出しておりますので、黒字が入ってどうかという話ではないということです。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） たしかこのときの委員会では、黒字でしたと、黒字分だというような説明もあったと思いますけれども、一月ずつの収支の差額だということですが、一月ずつの収支をずっと計算、12か月集計していけば、結局は赤字なのか黒字なのかというのが出てくるわけですよ。同じことではないですか。だから、一月ずつやっても6か月間まとめてやったとしても。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

サンセットプラザの収支に関しましては、夏場黒字の冬場赤字というところの1年トータルでの黒字か赤字かというところで、その月々で見て赤字、マイナス、プラスありますけれども、それぞれの差額で見ているので、トータルの黒字という部分には関わって

ないということです。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 実は、そこが問題なのです。だから、この後例えば9月から来年の2月まで、では今度赤字であった場合はどうなるのか。赤字というのか、収支でマイナスが。今回は収支でプラスだったと。収支でマイナスであった場合には、ではそのマイナスは今回は我慢してくださいねということで向こうも納得するのかどうか。また、言い換えれば今回の計算の中で言われた前年同期で1, 296万円のプラス分、これが1, 200万円ではなくて、例えば1億円プラスになっていたのですと。1億円の収入も収支の差であったのですよ、だから今回のコロナの影響1億円プラスしてみてくださいよということになりかねませんよね。当然そういうつもりでこういう計算式だったのかどうか。1, 200万円程度だからいいわと思ったのかどうか。こういう方法がいいのであれば、例えば1億円、2億円のプラスであっても同じように計算したものなのかどうか、そこが非常に私は引っかかっているわけですが、その辺の考えはどうなのでしょう。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時28分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

今出ている3,000万円に関しましては、あくまでも3月から8月までの見込みという中で計算しておりまして、今後につきましては町長答弁にもありますとおり、状況を見ながら指定管理者と協議し、対応してまいりたいということでお答えしております。

今後数字出てきたときに、その数字を見ながら、今の3,000万円という部分でまた協議という話にはなるのですけれども、それ以降どうするかというのも管理者と協議しながら対応していきたいと考えております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 今後の見通しを含めた対応ですけれども、それはそうでしょうと。けれども、今回もし、何月に話合いが行われたのか、5月か6月頃だったのかと思いますが、今回はもうちょっと多くしてほしいみたいなことも、当然交渉ですから、いろいろあったのだと思うのです。そこまでは詳しく言えとは言いませんけれども、例えば1億円だったら1億円見てやったのかなというところなのです。その点は、全然今課長答弁されていなかったのですけれども、あえて避けたのでしょうか。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

1億という話はあれなのですけれども、一応3月から8月まで、前年度の見越した中で赤字が幾らということでの計算はしております。一応10月、9月のホテルの決算期も含めた中で3月から8月の見込みまでとしてどれだけの収支で赤になるかという部分で計算して、それに対して3,000万という形で決めております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） じっくり会議録を見てみないとどういうことを言われたのか分からないのですが、この後9月以降は普通ホテル業界は観光はオフシーズンになりますから、当然夏場とは違って売上げは落ちるだろうと思います。そういった場合には、去年も落ち込んだのだから、今年も落ち込んでいいですよということになるのかどうか、その辺が非常に心配です。本来ならば、指定管理をお願いしている羽幌町としては、なるべく赤字にならない、民間の業者をお願いしているのですから、できれば利益を出していただきたい、そういう思いです、私も。でも、こんなコロナの状況になって、町なかでは本当に非常に厳しくて、今朝の新聞かな、全国では500ぐらいの事業所が倒産したと、もう消えてなくなったとかというニュースが流れている中で、いやいや、去年の黒字分はちゃんと見てくださいますよと言われても、町としては、いや、そこまではというのが本当ではないでしょうか。せめて赤字にならない程度の支援はしますというところで何とか折り合いをつけるべきではないのかなと私は思いますが、この後下半期がどうなるのか。当然何らかの動きはあるのだと思いますが、そういった町を通して管理事業者との間でのそういったやり取りはやはり原則的なルールのものは一応つくっておくべきではないでしょうか。今回最終的には7掛けしました。7割分にしてちょうど3,000万円ですよね。つまり今年の3月から8月分までの、いわゆる収支の赤字見込み分の金額とほぼ一致したというところで私も納得したわけですから、やはり赤字補填ではないとはいいいながらも、町として管理業者の間ではそこを基本に考えざるを得ないと思うのです。それを赤字補填分ですよといったらいろいろ問題がありますから、事業継続のための支援金ですという名称を使えばいいわけであって、いろいろそういった対応はこれから進めていくべきではないかなと思います。

今後についてはどうかと聞いても、さっきの課長の答弁だと思いますけれども、このいきいき交流センター、サンセットプラザを指定管理している同じ事業者が道内の地区である町の温泉施設をやっています。これは、私の得た情報ですから、全く正確かどうかと言われると、私の得た情報ですとしか言いようがないのですが、道北のある町の同じ指定管理業者が行っている施設では、指定管理料は前からないのだそうです。逆に施設負担金というのですか、そういうものを事業者からこの町はいただいていると。年間800万円の負担金をいただいているという、そういう内容のようです。ところが、このコロナの影響で、さすがにこの800万円は免除してほしいという申出があって、それは町も納得して、800万円は免除にしたと。現金でのやり取りはこれだけだといいます。さらに、町では町民向けにこの施設のお風呂など、宿泊のホテルなどを利用してほしいということで、

町民向けに入浴券、宿泊券を配ったというふうに情報を得ています。相手の交渉の中でそうなったのか、800万円の免除があればほぼ赤字にはならないわというところでの双方の納得だったのか分かりませんが、あえて去年黒字だったからその分もということでは、やはりどうなのかなと私は今でも疑問に思っております。改めて町長の考え、今後9月以降の話もあるかと思いますが、町長はこの辺どのようにお考えなのかをお願いします。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時37分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） どうも失礼いたしました。ちょっと考え事もありまして。今後の対応についてどうするかということでございますので、今後についても観光業は、先ほども言いましたGo To キャンペーン等もありますが、まだまだ感染症が終息見通しも立っていない中ですので、支援等必要であれば協議してやっていかなければならないというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それでは、この程度にしたいと思いますが、いわゆる国からの地方創生臨時交付金、一次分、二次分、いろんな事業に使っていますし、今後第三次分も見込んで云々というのもありましたけれども、現在まだ一次分、二次分で余裕であるのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） 答えいたします。

二次分のほうも先般皆さんにご説明させていただいて、先行分という形で出させていただきました。二次分については、先行ということで若干少なめで出していますけれども、一次分のほうで多めに出していますので、現状でいくとまだ決算等々出ていませんので、何とも言えませんけれども、まだ若干オーバーしている状況にはなっております。あとこれから執行状況を見ながら、どの程度残っていくかなというのを見ていくしかないかなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 分かりました。

ぜひいきいき交流センターについても決して赤字で頑張ってくれとは言わないわけですので、その辺はこれからの交渉をぜひ慎重に、また双方に納得いくような形で行っていただきたいと思います。

次に、あと2つお聞きはしておりますけれども、いわゆる社協さんに委託しているしあ

わせ荘とデイサービス、担当者にもちょっとはお聞きしたところではあったのですが、社協さんの収支の出し方としては全部ひっくるめてなのだと。しあわせ荘、デイサービス、またいろんな事業トータルの中で収支で計算しているの、恐らくデイサービスのマイナスぐらいならば、ほかの部分でカバーできるのではないかなというようなことはおっしゃってありました。随時連絡を取りながら協議しているということですので、お願いしたいと思います。

総合体育館の利用料金についてです。利用料金の17万円、年間収入で8%減少しているということですが、この場合体育館の使用料の料金というのは、指定管理事業者の事業費の中に組み入れられて運営されているという認識でよろしいですか。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

この利用料金につきましては、総合体育館を管理運営していく経費の中に含まれるということで間違いありません。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） そうなりますと、17万、非常に少ないようには思いますが、ほかにも恐らくそんなに余裕をつけての指定管理事業費にはなっていないと思うのです。こちら聞いてみたのですけれども、やっぱり電気代やいろんな、17万円といえどもその分を浮かすためには、人件費を削るしかないのだというようなことも言ってありました。水光熱費にしてももうかつかつといいますか、天気の良い日は早く薄暗くなるので、電気も早めにつけたりはするということで、なかなか節約するといっても限度があるということなのです。ですから、この分を17万円も、開館がまた再開した後でも、やはりみんな慎重に構えているせいか、なかなか利用者は以前のように増えてきてはいないと言っていました。ですから、この秋以降も去年並みの利用者にはならないのではないかなという見通しもあるようです。とすると、まだまだその影響は大きくなると思うのです。ぜひこの指定管理業務費のほうでは変更はしないと判断しているという答弁ではありますけれども、ぜひとも事業者とちゃんと話し合いをしながら、いろんな要望もあると思いますので、対応していってほしいと思います。この間、当然そういったコロナの影響とか調査されたわけですね。その辺の状況も踏まえながら答弁をお願いします。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

今議員おっしゃられた部分に関しましては、利用料収入として17万円ということで、これは3月からの休館ということで年度をまたいでいる関係がありまして、全ての期間において合計17万円ということなのですが、利用料として収入できなかったという部分もございまして、逆に事業ができなかったことによって経費がかかっていないという部分もございまして、そこら辺具体的に指定管理者といろいろ話をした中で取りあえず管理料については増減なしでいきたいと思いますというような相談もさせていただいておりますので、5月

までの閉館の部分についてはこの数字ということでございます。今後につきましては、また状況を見ながら、常に連絡を取りながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 分かりました。

それで、最後の大きな2つ目の焼尻綿羊事業の話になります。この実頭数が違ったという点については、この間町長には何度もおわびをさせてしまっているという思いも実はありますけれども、やはり今回定例会の中でおわびしていただくところははっきりと必要なのかなと思って、あえて質問の項目にさせていただきました。

私も自宅には、余り古い資料はもう別のほうにやってしまったのですが、一応挟んであるファイルには平成28年頃の綿羊に関する委員会の資料を取ってありまして、それを眺めてみますと、ニュージーランド産の羊を導入した後は出生率が130%期待でき、平成32年、今年ですね、令和2年、今年には286頭生まれる試算になっていました。286頭、ほぼ現状の3倍近い数字かと思いますが、こういった資料を見るのも、数年前の資料を見るのもむなしい思いをいたしました。この間、牧場の作業を手伝ってくれた江別の酪農学園大の学生さん、どういう思いだったろうかというふうに思います。400頭、500頭いると聞いてきたのだけれども、一体そんな羊どこにいるのかなと思いつながら作業されていたのではないのでしょうか。そんなことを思いながら、今日の質問に立っているのですが、前回の委員会では、私担当の委員ではないので、全然発言をする機会もなかったもので、あえて一般質問にさせていただいたのですが、今後の管理体制や今後の管理の方法についても触れられています。でも、僅か十数行でした。資料に載っていた今後の方針、十数行ではまだまだ不十分だと思います。いただいた答弁にもありますけれども、しっかりとした収支計画が必要だと思います。

今までのいろんな計画が出されていますけれども、それはもう既に全て虚構の計画になっていますから、なるべく今の頭数に合わせたしっかりとした計画が必要だと思います。マネジメント計画でもいろんな施設の耐用年数とか機械設備の更新というのも載っていますけれども、そういったものも改めていろんな見直しが必要だと私は思うのですが、この1962年、焼尻綿羊事業が始まって、1962年ですから、もう今年で58年を迎えています。長い長い事業です。はっきり言わせていただくと、この後もさらに10年、20年続けていくのかどうか、そういう根本的な見直しも今ちょうど立ち返って、振り返ってみるいい機会ではないかなと私は思います。島の振興とか観光面とか、いろんな理由や期待する効果もありますけれども、ではそのためにこの5年間で幾ら使うのか、10年間で幾ら使うのか、20年間で何億円使うのかということもきちんと試算をしながら、辛辣なことを言うようではございますけれども、あえてやめてしまえと言っているわけではなくて、そういった見通しや事実をしっかりと積み重ねながら、庁舎内でも、また議会との間でも、議員でも今度町民に対してアンケートを取ろうというような計画も進んでおりますけれども、そういった町民の声なども聞きながら、もう一回立ち直って見直してみることが必



要ではないでしょうか。一旦始めた事業はもうやめることはできないというふうに言われ  
ないように、やるからには町民の皆さんに負担をかけない、町財政にも影響しないという  
ことをきちんと出していく必要があると思いますが、そういった今後の見通し、大まかな  
見通しになりますけれども、お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員から最後の質問ということで、大まかな見通しというご  
意見でございましたので、大まかな見通しにつきましては私もそういうふうと考えており  
ますし、前回というか、前に担っていただきました指定管理者も急遽もうできないという  
ことでもございましたので、町営でやっていくしかないということで、羊舎等、牧草の保管  
庫ですか、そういったものもまだ期限があるというようなことで、できるだけ経費をかけ  
ない、また先ほども出ましたような酪農学園の援助いただくとか、学生さんの援助はもち  
ろんですけれども、大学として羊の飼育等、それから草地、そういったものの指導も何で  
も相談してくださいというふうに言っていたいておまして、札幌調理専門学校のほう  
のいろいろな食べ方、こういうこともできますよというようなこともアドバイスいただ  
いておりますので、そういったことも参考にしながら広い目を持ってまた取り組んでいき  
たいというふうに思っております。またご相談しなければならないような事案が出たとき  
には、早急にまた議会のほうにも提示してご相談申し上げたいと思っておりますので、今後  
ともよろしくお願いを申し上げます。

○議長（森 淳君） これで1番、金木直文君の一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時50分）